

令和5年度第2回男女共同参画推進会議

- 1 開催日時 令和6年3月12日（火）午前10時から11時30分まで
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2・3
- 3 出席者 北川慶子会長、市川温子副会長、佐藤真弓委員、鈴木孝委員、増田道恵委員、大野晋次委員、石原昌子委員、中島京恵委員、松澤拓巳委員、高橋良多委員、鶴沼里江委員
- 4 欠席者 塚原幸恵委員、大高一穂委員
- 5 事務局 市民環境経済部 岡田部長
市民活動支援課 内藤課長
市民活動支援係 石田係長、袖山主事補
- 6 関係課 宗政学校政策課長、榛沢教育支援課長
- 7 傍聴者 2名
- 8 議題 白井市男女平等推進行動計画 令和4年度進行管理結果について
- 9 議事 白井市附属機関条例第6条の規定により、会長が議長を務めることとなっているが、会長オンライン参加のため副会長が議長となり議事進行を行った。

○副会長 それでは、これより議事を進めたいと思います。円滑な議事進行について、皆様の御協力をお願いいたします。

議題、白井市職員・教職員のための性の多様性に関するガイドラインの追記について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局説明】

○副会長 ありがとうございます。

ただいまの説明、皆さん、とても速かったので大丈夫だったかなと思います。質問や御意見がありましたら、お願いいたします。

なお、発言の際は、挙手の上、議長の指示の後に御発言ください。どなたか御意見ございませんか。

●●委員、お願いいたします。

○●●委員 ●●です。

本件について、横道にはそれるのですが、この相談って、教職員以外にスクールカウンセラーも恐らく巻き込んでの対応になるかと思うのですが、まず現行、スクールカウンセラーって、会計年度任用制度において雇用がされているはず。現状、今、白井市の学校全てのスクールカウンセラーは、毎年毎年、人が替わっていますか。それとも、連続して雇用が保たれている状態なのではないでしょうか。まず、そちらをお聞かせください。

○副会長 教育支援課、お願いいたします。

○教育支援課長 それでは、お答えします。各学校に配置されているスクールカウンセラーでございますけれども、県の会計年度任用職員が配置されております。その雇用と申しますか、連続性なのですけれども、何年もやられている方もいますし、長い配置になりますと、一般職員と同じように異動という形になる形もあります。

以上でございます。

○副会長 ●●さん、よろしいでしょうか。

○●●委員 本件、このトランスジェンダーとか、性の多様性に関する動きというのは、非常にセンシティブでプライバシーなことなのですけれども、実際のところ、教職員にも相談しづらいけれども、スクールカウンセラーならというケースも、ほかの市町村や県とか、そういったところで新聞記事等、または市のホームページ等で記載を見ることがあります。

そういったときに、スクールカウンセラーが毎年毎年、替わるような状況だと、せっかく児童や生徒が相談したことが、そのスクールカウンセラーで止まってしまう。どうしても、引継ぎ事項として途切れてしまうこと。

あとは、子供が長い時間をかけて、ようやく信頼を認めた相手が、また替わってしまうということは、その児童が、また年度初めからストレスを受け、また新たにスクールカウンセラーとの信頼を築くということになっていくので、もし単年度でころころ替わっているような状況があるのであれば、少なくとも2年とか3年とか、スクールカウンセラーをちゃんと準備をして、次に引き継げるような、そういった対応をちゃんとしていかなければならないと考えていますが、そのあたり、実際の教育現場やそちらの行政として、どのようにお考えでしょうか。

○副会長 お願いします。

○教育支援課長 それでは、お答えします。●●委員さんのおっしゃるとおり、連続してスクールカウンセラーに相談することにより、より効果を発揮する場合も当然ございます。このスクールカウンセラーの配置については、先ほどお話ししたように、県が割り当てるものでありますから、我々にそういうケースがある場合には、県のほうにお願いして、連続配置をお願いする場合もございます。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。●●さん、納得いたしましたか。

○●●委員 漏れのないように対応をお願いいたします。

以上です。

○副会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

●●委員、お願いいたします。

○●●委員 ●●と申します。

今のことに関連してなのですけれども、性的指向とは離れちゃうのですけれども、学校

内で、前回の会議でもお話ししたのですけれども、中学校のほうで問題のある教師がおりまして、それに関して5月からずっと話し合いをして、いまだ解決していない中で、子供がスクールカウンセラーのほうに相談をしたのです。そのクラス全員がスクールカウンセラーと話すという、1人10分のところ、50分も話して、よくお話は聞いてくれたということなのですけれども、結局そこで止まっています。

その後、校長を含めた会議で、その話をしたら、校長は何も聞いていないと。スクールカウンセラーは、守秘義務があるから話さないのだよと校長はおっしゃっていたのですけれども、子供が相談した後に、学校に話してもいいかという承諾を本来は一人一人に話すということになっているのですけれども、うちの子は聞かれなかったけれども、先生に話してもいいですというふうに言っているのですけれども、それでも学校に話が行っていませんでしたので、結局スクールカウンセラーに50分も話して、終わりなのですね。ほかの子たちも長い時間話したのですけれども、結局、何も解決も、話ただけで終わっちゃってしまっています。

なので、普通の学校問題も解決できないのに、このさらに難しい問題、解決できるのだろうかという甚だ疑問なののですけれども。スクールカウンセラーに話すことで、何か解決されるかどうか、そういうガイドラインみたいなのはあるのですか。

○副会長 お願いします。教育支援課。

○教育支援課長 それでは、お答えします。スクールカウンセラーにつきましては、市として何かガイドラインをつくって要綱を定めているものはございませんが、県のほうで研修会等々をして、その役割ですとか、そういったものを伝えている研修会がございます。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。スクールカウンセラーに関する問題に関しては、今この場で話し合うことではないように私は思うのですが、いかがでしょうか。役割に関しましては、この性的指向なり、性の自認に関する相談役としては十分な役割があると思いますが、それを今ここで議論すべきでしょうか。皆さん、どう思いますか。

私たちが議論すべきは、この学校教育におきまして、生徒児童への対応で、抜け目がないかどうかというところを議論すべきじゃないかというふうに私は思っているのですけれども。皆さんの御意見をお伺いしたいです。

●●委員、お願いします。

○●●委員 スクールカウンセラーのことはいいとして、この7ページの4番の(1)の②相談体制、「すべての教職員が児童生徒からの言葉を丁寧に受け止め、不用意な言葉で傷つけないように配慮します」とあるのですけれども、これに関して、性以外の面で全くなされていない現状があります。なので、先生に対するセミナーみたいなのは、定期的開催されているのでしょうか。

○副会長 今は教育支援課の方にもう一度お伺いしたいのですけれども、学校体制の中で

の現状として、教員がそういう研修ですとか、そういうものを全て受けているのかどうかと、それから、それが学校生活に生かされているかどうかということの評価でしょうかね。そういうのは、されているのかどうかというところをお答え願えますでしょうか。お願いいたします。

○教育支援課長 それでは、お答えします。性的指向とか性自認に関する研修につきましては、各学校において、取組は様々ですけれども、行われています。

それから、教職員の言動とか、そういったものにつきましては、一つは県のほうから、いろいろな通知が参りますので、それに基づいて、各学校長、教頭が教職員にそういった言動についての指導は日々しております。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。

もう一つ踏み込んで、先ほど私が、その指導したことによる先生の評価というところについては、校長先生、教頭先生がなされているという認識でよろしいですか。お願いいたします。

○教育支援課長 それでは、評価についてですけれども、各学校では、年に2回ほど、保護者の皆様、それから児童生徒、それから地域の皆様に学校評価というものを行ってございまして、それぞれ学校の運営、先ほどありました教職員の言動等も含めて、様々な面から評価を頂くような機会がございます。

また、管理職から教職員の評価というものでございますけれども、こちらのほうも、千葉県の人事評価制度がございますので、これに基づいて管理職が評価をしております。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。●●委員、大丈夫でしょうか。

○●●委員 そのアンケートあるのですけれども、アンケートに書いても何も変わらないのですね。数値を入れるのは統計としていいと思うのですけれども、最後に、こういう悩みがあるから相談したいと書いても、その後、誰からも何もなく終わってしまったのですね。なので、多くの子供たちが、アンケートに書いたってしょうがないでしょう、何も変わらないでしょうと言っているのですね。

あと、逆に褒めると目をつけられるから、書きたくないという子たちもいるのですね。なので、アンケートは、それで評価していますというふうには現実としてはなっていないので、そこもちゃんと生かせるような対策をしていただきたいです。

あと校長、教頭というのですけれども、教頭たちも問題だという気がしてございまして、その評価を今どちらでされるのでしょうか。

○副会長 普通は、県のほうで評価ですね。違いますか。お願いします。

○教育支援課長 それでは、お答えします。管理職の評価でございますが、こちらのほうも、県の人事評価制度にのっとって評価しております。

以上でございます。

○●●委員 白井の教育委員会にも、県の教育委員会にも相談してはいるのですけれども、何も回答とかは得られず、進展はないのですけれども、その評価を市民が知るということはできないのですか。

○副会長 納得いくまで答えてあげてください。お願いいたします。

○教育支援課長 それでは、お答えします。管理職等の評価についての開示というのは、一般市民の方への開示というのとはございません。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。そこまで踏み込んで、私たちが学校の先生の評価をここで話し合っているのかどうかも、よく分かりませんが、男女共同参画の視点からは、必ず先生方にきちっと理解していただき、生徒が快く学校生活を送れるように、ぜひとも進めていただきたいと思います。

そのほか何か。

●●委員、お願いします。

○●●委員 相談体制②です。「各種相談窓口を活用します」と書いてありますが、具体的に、これはどこを言っていますか。

○副会長 学校支援課、お願いします。

○教育支援課長 お答えします。まずは学校ですと、相談窓口といいますと、各担任、あるいは隣のクラスの担任等がありますが、先ほどの中にも出てきましたように、学校の中にはスクールカウンセラーが配置されておりますので、スクールカウンセラー。

また、そのほかにも、教育委員会の中でも教育相談室というのがございまして、こちらにもカウンセラーがおりますので、そのような形で活用しております。

それから、11ページになりますけれども、こちらのほうにも、市民が経営する相談窓口、あるいは、10ページには千葉県の相談窓口もございますので、こういったところを御紹介したりしながら活用しております。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

●●委員、お願いします。

○●●委員 まずは、前回、表紙の色をカラーにお願いしますと言いまして、カラーで送っていただきまして、誠にありがとうございます。

白井市職員・教職員のためのガイドラインということなので、4番、児童生徒への対応なのですけれども、これから文言というのは変わる可能性はあるのですか。もう文言は決まっていて、内容だけの質問なのか、まだ文言を変える余裕があるのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。もし委員さんの中で御指摘事項がありましたら、今この場で協議させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○●●委員 ありがとうございます。

では、三つほど、表現について御質問と申ひますか、リクエストしたいと思ひます。

児童生徒への対応の上から5行目のところ「さらに、学校と同様に、図書館、児童ホーム」とあるのですけれども、「等」と書いてあるので、それはそれでいいのかなと思ひますのですけれども、白井市で検索すると、白井市における児童ホームというのはないですね。なので、このところは「図書館、児童館、児童ルーム等」にしたほうが白井市の実態に合っているのかなというふうに思ひました。

○事務局 はい。

○●●委員 後で回答頂きます。

2点目は、9ページの③多様な生き方を考えた進路指導とありますよね。「性的少数者の児童生徒は、自分が他者と異なる考え、特に自身の将来を思い描きにくい状況にあります」と。その後の主語は「教員は」だと思ひます。「児童生徒一人ひとりと向き合い、先入観なく進路指導を行い、進路や生き方について学ぶ機会には、多様な生き方があることを学べるように」教員がするのですよね。ということは、上の段の②の最後の文言「適切に指導・支援します」と同じ表現でいいのじゃないかなというふうに思ひますが、どうでしょうか。「学べるようにします」で終わるのではなくて、「教員は」という主語が隠れているので、「指導・支援します」ということで、上と同じようなまとめ方のほうがいいのかなというふうに思ひました。

それから、3番目です。3番目もこだわってしまうのですけれども、「配布」という言葉が幾つか出てくると思ひますね。「配布」の「布」なのですけれども、今回送付しますと、送付と同じで「付ける」という言葉が私はふさわしいのかなと思ひます。

例えば、③課外活動における情報共有で、3行目「リーフレットを配布することで」というのがありますね。それから、(5)事務・手続きにおける配慮で「学校への提出書類や生徒証、学校内での一覧表（名簿や掲示物・配布物）」、「学校が配布したり」と「布」があるのですけれども、「布」と書く場合には、例えば駅前でティッシュを配るとか、不特定多数に分布するときは「布」でいいと思ひますのですけれども、このようにある特定の人とか、ある限られた学校の人とか、そういうところで配るときは「付ける」という漢字のほうがふさわしいと思ひますが、どうでしょうか。

以上、三つです。すいません、細かくて。よろしくお願ひいたします。

○副会長 では、お願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

まず、1点目の児童ホームの「等」のところのですけれども、御指摘のとおり、白井市には児童館ということで、児童ホームというのはいませんので、そこは御指摘のとおり、

修正をさせていただいたほうが分かりやすいかなと思いますので、事務局としては修正したいと考えております。

2点目のところについては、御指摘のとおり、そこを「教員は」というふうに入れたほうが分かりやすいというところと、文末のところについても御指摘のとおりだと理解をしていますが、そのところについては、教育委員会とも相談をした上で修正はさせていただきたいなと思います。

3点目の「配布」につきましても、●●委員指摘のとおりだというふうに理解していますので、全体を通して、ここに限らず振り返って、そのあたりは改めて確認をさせていただいた上で、修正が必要な部分については修正をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○●●委員 ありがとうございます。

○副会長 どうも鋭い指摘、ありがとうございました。

ほか御意見ございませんでしょうか。

●●委員、お願いいたします。

○●●委員 9ページの(4)の課外活動等における配慮というところなのですが、以前頂いたアンケートにありますように学校現場では男女共同参画に関してはしっかり取り組んでいると認識しています。しかし昨今、子供達は学校外で様々なサークルに入っていると思いますが、こちらの指導者へこの冊子を配布活用することなのですが、きちっとやって戴きたいので具体的にどのようにするのかを伺いたいと思います。

実際に、私に相談があったのは、幼稚園とか年中のときに、男女が一緒におままごとをやっていました。ところが、小学校1年生入って、2年生ぐらいになったときに、ある男の子が一緒におままごとをしていたら、同じ2年生の男の子たちが、中指を立てる動作をされて、それ以来、その子が爪はじきになるようなことがあったそうです。

子供に聞いてみると、おままごとの中でお父さん役を女の子達がやりたがらなかったのも、お父さん役を引き受けて参加したそうです。そして、そのことがなぜいけないのかとも、尋ねられ、お母さんは、うまく答えられなかったそうです。その話を聞いた時、指を立てたその子たちって、幼稚園のときは一緒にやっていた、1年生のときは微妙で、2年生ぐらいになると、そういう状態になっていく。これって、どこでそうになっていったのかなと、すごく感じました。

学校でそういうことは、今どきですから、ある程度きちっと教育されていると考えるところで、男の子がおままごとをしていると爪はじきにするぞという空気が醸成されるのでしょうか。低学年、七、八歳ぐらい、この頃からこのような意識が芽生えて来て今のこの大人の社会があることから重要な時期だと思います。

課外における、影響力もあると思うので、課外で指導をされる方たちに対する、こういうガイドラインの配付ももちろんですが、それだけではなく内容や理念をしっかりと理解

していただけるように市として考えておられることがあれば聞きたいのですけれども。

○副会長 ありがとうございます。これって、市民に対する啓発という意味合いに取ってよろしいでしょうか。

○●●委員 市民ももちろんなのですけれども、その前に指導的な立場にある方、教職員だけではなくて、というところを伺いたい。もちろん市民はその延長上にあるとは思いません。

○副会長 子供に対してというのは、最初、親、家庭が、まず子供に対しての一番最初の影響がありますよね。市が関われる、この男女共同の関われる一番のもとというのが、まず直接関われるのが、この市の職員に対して、それから先ほどから検討されている教職員に対して、これがまず直接的に関われる、直接指導ができる市の立場だと思うのですけれども、それ以上のことを今度、市から教育してくれという話でしょうか。

○●●委員 というか、ここの中に書いてある、9ページの「課外活動では、児童生徒への対応に不慣れな方が関わることもあるので、性的指向・性自認に悩む児童生徒への一般的な対応について、予め指導者に対して当ガイドラインや関係リーフレットを配布することで事前の周知に努めます」と書いてありますので、このときに、ただ配ってお願いしませぬというだけではなく現に子供たちにこういう現実が起こっているということを考えると、私のように指導的立場にない人間ももちろんそうなのですけれども、指導者になる方にはもう少し踏み込んだことはできないのでしょうかという意味です。

○副会長 ありがとうございます。この「課外授業では」というのは、学校教育現場に関わっている市民、ボランティアとか、それから休日の課外指導なんかに携わっている人たちを指して言われていることだと思うのですけれども。学校に関わっている方々には、そういうリーフレットなり、関わる場が多少なりともあるのかも分からないですが、その辺のところ、学校支援課でしょうか。そちらのほうで答えられますか。じゃあ、お願いいたします。

○教育支援課長 それでは、お答えします。学校内における部活動ですとか、そういったものに関しては、確かに●●委員さんのおっしゃるとおり、学校の教職員以外の方がサポーターという形で現在も入っております。本当に少ない時間ではございますけれども、部活動に御協力をしていただいております。こうした方々に関しましては、当然のことながら、校長がそういった、ここである性的指向ですとか性自認のことについては、お話をさせていただいて、不適切なことがないように十分指導しております。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。

市のほうからもお願いします。

○事務局 市のほうからも、私のほうからも、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、職員に対するというところでお答えをさせていただくと、市のほうでは、まず新規採用職員に対して、男女共同参画について研修というところで、毎年開催をさせていただいております。

また、職員全体への研修ですけれども、職種別に毎年対象者を決めまして、研修ということで。令和5年度で申し上げますと、管理職の方を対象として、性の多様性について研修をさせていただいております。この職員の研修については、定期的に新規採用職員と、あとは職種別に開催をさせていただいております。

そのほか、今度市民へのというところでの部分でございますけれども、市民に周知というところでは、まず講演的などところで、年に1回開催をさせていただいている部分と、あとは広報ですとか、ホームページ等を使って市民への周知を行っております。

また、事業者に対してというところにつきましては、工業団地協議会ですとか、あるいは商工会とも連携を図りまして、工業団地協議会などが研修を行う際、集まりがある際に、市として男女共同参画の視点で、こちらが連携を図りながら、事業者に対しても周知・啓発等を行っているところでございます。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。サポーターに関しては、これから学校現場ではたくさん入ってくるような新聞記事を読んでおりますので、そういう指導のほうをよろしく願いたします

先生、先ほど挙手していただいたので、御意見お願いしたいのですけれども、よろしくをお願いします。先生、聞こえますか。

○会長 ありがとうございます。

○副会長 お願いします。

○会長 皆様方のこれまでの協議を伺いました。ただ、少し聞こえなかったりしたことがあります。もう既にお答えも、それから御質問も十分お伺いはしましたのですけれども、今ちょうど職員研修のことも話になっていらっしゃると思いますので、それに関連しまして、6ページの3、職員への対応というところございますね。その(1)のところ、囲込みの「当事者が不快に思う言葉」ですとか「職場での配慮」とかというところがありますけれども、これは白井市の職員、それから教職員に対するものでございますので、確かにここに書かれていることは、そのとおりだとは思いますが、これはガイドラインですので、職員研修でも触れられることと思いますが、ここに果たして記載しておくべきなのか、あるいは、私の個人的な意見といたしましては、これは、なくてもよろしいのではないのかというような気がいたします。

ガイドラインですので、例えば不快に思う言葉で、これ以外にも多分あるだろうというようなことも想定されますし、配慮もこれだけでいいのかということも、大筋ではこのとおりだとは思いますが、いろいろ出てくるだろうと思ったり、ひょっとしたら、こ

れはなくてもいいのかなというような思いがいたしました。ということで、意見でございます。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。皆様は、どう感じられますか。今の御意見。

○●●委員 先ほど新規の教職員には、指導があるということだったのですけれども、その新規というのは、ほかの市から移ってきた教職員に対しても行っているのですか。

○副会長 支援課、お願いします。

○事務局 申し訳ございません。私のほうで答えをさせていただいた新規採用職員というのは、教職員ではなくて、市役所の職員ということで、申し訳ございません、私のほうから答えをさせていただきました。

○副会長 ●●先生、お願いします。

○●●委員 ●●でございます。

先ほどの先生から御提案ありました件、私も賛同いたします。

ガイドラインというのは、ある理念を示し、どういう方向に向かっていくか、どういうふうにしていきたいかというところを示し、その細かな対応に関しては、多分その現場で様々な例が起こると思います。学校でもそうでしょうし、それから行政の職場でもそうでしょうし、これ以外の言葉がもし出たとき、それ以外の問題が出たときに、何か対応しないでいいのかなというふうに取りられる可能性もあるので、細かなことに関しては、ここでは挙げなくてもいいのじゃないかなと私も思いました。

それから、いろいろお話伺いながら、私は教員を養成する現場におりますものですから、その責任はすごく大きいなと感じました。私としてできることは、人権意識を持った、そういうマイノリティーの方々に配慮ができる教員を養成して、つくっていかなくてはいけないと思います。

このような問題というのは、上の人からこうなさいとか、ああなさいとか、これをやってはいけませんとか言われて、はい、じゃあ、そうしますというものではありません。自分の心の中で本当にそうだというふうに思わないと、体は、行動は出ないと思います。ですので、まずは自分の中でしっかりとそういう意識を高めていくという、そのような教員をつくっていくのが大事なのかなというふうに思いました。

それから今日、学校関係の方々いらっしゃるので、ぜひお願いなのですがけれども、全体的にお話を伺っていますと、校長、教頭が各教員を指導していますとか、県が学校機関に指導していますというような、そういうお話が結構出るのでけれども、実際に働いてみますと、おかしいな、どうしよう、困ったなということが起きても、結局、上の人に相談できなくて、上の人からは、こうやれと言われて。教員も人間なので、いろいろな状況になったときに、すごく困ってしまって、悩んでしまって、教員を含めて大人のほうですごく苦しかったり、悩んだりということがあると思うので。

「協働」というのですけれども、協力しながらという「協」に「働く」という、みんな
で考えて、どういうふうに対応していけばいいかということができるような環境づくり、
学校づくりをぜひ、そういう環境になるように指導っておかしいのですけれども、そうい
うみんなで考えることができるような体制づくりを市の方も、それから学校の方も、みん
なでこれをやっていけば、様々な困難に、どんなことが起きても、子供のために、市民の
ためにというふうになれば、いろいろなアイデアが出てくると思いますので。そういうふ
うに講習をして、研修をして、リーフレットを配布したとしても、実際にそれがどれほど
教員の方々の心に響くかというところは、自分が経験して、上の人からこう言われたら、
はいと言うのですけれども、そうかなとか思いながら。そういう点も自分もありますので、
自分ももちろん反省たくさんしなくちゃいけないのですけれども、みんなで考えられるよ
うな、そういう環境づくりをこれから、ぜひつくっていただけたら、うれしいなというふ
うに思います。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。すごく前向きな、それこそ若い人たちが過ごしやすい
職場、職場というのでしょうかね。環境づくりというのは、これから市にとっても、学校
現場にとっても、大切なことじゃないのかなというふうに感じております。

○事務局 ありがとうございます。確認したいのですが、先ほどの6ページのところの囲
い込みのところなのですけれども、会長を含め、カットしてもというお話頂きましたけれ
ども、そのところの総意というか、頂ければ、ここは削除させていただきたいと思いま
すので、できれば、その辺の確認だけさせていただきたいなと思います。

○副会長 では、先ほどの先生、●●先生の御意見に対しまして、挙手で御意見頂いてよ
ろしいでしょうか。賛成な方は手を挙げてください。

全員ということで、市のほう、対応をお願いいたします。

ほかに何かございますか。

●●委員、お願いします。

○●●委員 職員へのこのガイドラインの配付とかというのを先ほどから話していたと思
うのですけれども、保護者に対して、このガイドラインを守ります、職員たちが守ります
よというお知らせというのは、するのでしょうか。それとも、それはないのでしょうか。
それをお願いします。

○副会長 保護者にということは、学校現場でということですね。

○●●委員 そうですね。これで守りますよと言えば、保護者の方も、こういうルールが
あるのだみたいな感じで周知すると思うので、先ほどから出ているような、こうなるのじ
ゃないか、ああなるのじゃないかというトラブルも、少しは保護者としても安心できるの
かなと、子供を持ったことがない若者の自分が言うのもおかしいのですけれども、思った
ので。

○副会長 ありがとうございます。それは教育支援課のほうで、お答え願えるのでしょうか。市のほうから。

お願いいたします。

○事務局 まず、このガイドラインにつきましては、ホームページのほうで、もう既に掲載をさせていただいてまして、周知のほうはさせていただいているのですが、今、個別に保護者のほうに届けているかというところについては、やってはいないので、そのあたりは御理解いただきたいなど。市全体としては、そのような対応にはなりません。

○副会長 例えば「学校だより」に載るとか、そういう形があれば、親のほうでも、そういうのあるのだなということが分かって、さらにホームページで調べる方も見えるので。

○●●委員 詳しくはホームページで調べてくださいと言えば。

○副会長 そういうのが目につけば。

○●●委員 いいかなと。

○副会長 知りたい親は、そういうこともできるのであろうと思いますが、いかがなのでしょう。

お願いします。

○事務局 周知の仕方は、いろいろな多分やり方があると思います。例えば、当然これをそのまま配ることはできないと思いますので、QRコードを使ってホームページに案内するとか、そのあたりの周知の方法につきましては、今後、教育委員会とも相談をさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副会長 ありがとうございます。これでちょっとは前向きになったんじゃないかと思ひます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

●●委員、お願いします。

○●●委員 先ほどのこの具体的な言葉に関してなのですけれども、●●委員がおっしゃられたように、これをなくす前提として、先生方一人一人も、心にしっかりそういうことを言っちゃいけないんだ、これに関することを言っちゃいけないのだというのがちゃんと組み込まれて、そこをちゃんと入ってから、入っているというのが前提で、なくすにしないと危険かなと思ひたのが、もちろん、これはないほうがいいと思ひますけれども、ない社会になったほうがいいですけれども。

具体的なこととして、うちの子が教師に対する暴言とかで、言いに行ったときに、その中の一つとして、うちの子じゃないですけれども、クラスで、何とか君は小さいのに大きな声が出るって言ったことがあったんです。子供たちって今いじめ対策で、すごく身体的特徴を言っちゃいけないとか、すごいたたき込まれているので、うちの子としては、その小さいのにというのがすごいひっかかったと言ひていて、それを先生に言ったときに、小さいのに大きな声が出るって、ほめているのですよという言い方なのですね。でも、その

子は、小さいということがすごくコンプレックスかもしれないし、クラスで言ったときに、やっぱりあいつ小さいんだという認識にもなるから、身体的言葉を使うのはやめてくださいねと先生にお願いしても、分かってくださらなかったのですね。

なので、先生がこういう言葉を使ってしまうかもしれない。なので、そういう心にちゃんと刻み込まれていない教師がいるのは確かなので、そういう教師たちがしっかりそういうのは言っちゃ駄目なんだよというふうにしないと、多分、そういうトラブルが起きて、すごい悲しい思いをする子が出てきちゃうのじゃないかなと。そのたびに一々、この言葉はやめてください、この言葉はやめてくださいというふうに、一々、傷ついた後に言うことになるので。子供を傷つけることというのは一切やめてほしいので、そういうのを確認したほうがいいのかと思うのです。個々の先生に、どういう言葉を言っちゃいけないか分かっていますかというような研修というか、そういうのをお願いしたいです。

○副会長 これは研修の機会で、そういうことをきちっとしてくださいというお願いですね。

○●●委員 そうです。さっき研修に関しても曖昧だった、学校それぞれで校長、教頭がやっているみたいな感じだったので、しっかりとした研修を校長、各学校任せじゃなくて、ちゃんとやっていただきたいなと思います。

○副会長 これは、教育支援課なのか、学校政策課なのか分かりませんが、学校教育に関して、学校の先生に関しても、研修指導のほうを丁寧にやっていただきたいという願いがありますので、よろしく願いいたします。

ほか何かございませんでしょうか。

●●さん、お願いします。

○●●委員 細かいところなのですけれども、8ページの文部科学省が示す学校における支援の事例のところの項目で、髪型とあるのですけれども、正直長くてもいいかなと。

ただ、この長いのは駄目というのは、清潔感がないとか、そういう髪型はよくないよというの。あと、色は染めないでというのが多分、指導の意味なのかなと勝手に思っているのですけれども。別に男でも、多少長くてもいいよという項目をつけるのは意味あるのかなと、ひっかかっちゃったので、その意見を聞きたいです。

○副会長 これは文部科学省が出された。

○事務局 そうです。

○副会長 基準ですね。白井市では、どのようになったのでしょうか。お願いします。

○●●委員 ごめんなさい。これ別に書かなくてもいいかなという意味で聞いちゃったので、別にこれを変えろというわけではなくて。項目自体をわざわざ書く必要はあるのかなと思っただけで。これ自体が差別的な考えになっちゃっているかなという。男はとか、女はという表現で。

○副会長 市のほう、お願いします。

○事務局 髪型のところだけを取るのか、この表全部を取るという趣旨でしょうか。

○●●委員 髪型は、わざわざここを書く必要があるのかなという。

○副会長 ●●委員の考えでは、文部科学省が示す項目を全部取るのじゃなくて、髪型の部分だけ排除するという意図ですか。

○●●委員 ごめんなさい。この髪型項目自体はなくていいかなという。わざわざ書く必要があるのかなという。

○副会長 だから、髪型だけ抜けばいいのか、それとも、この文部科学省が示す学校教育の支援事例自体を全部。

○●●委員 髪型のことです。

○副会長 皆さん、どういうふうに思われますか。御意見をお願いします。

○●●委員 難しいです。

○副会長 ●●さん。

○●●委員 私が言う立場ではないかもしれませんが、これは事例として、こういうような捉え方があったときに、文部科学省としては、どういう事例として支援をするよという、一種の捉えるところの基準といいますか、事例というところだとは思いますが、これをなくすのは、じゃあ、今度こういう問題のときはどうなるのというところに当たると思うので、これが認める、認めないというよりは、こういう事例があったときに、どういうふうな内容をガイドラインとして載せるということだと思うので、私個人は、このままでもよろしいかなと思います。

○●●委員 分かりました。すみません。余計なことかもしれませんが。

○副会長 ほかの方、御意見ございませんか。

●●さん、今日発言していないので、●●さん、お願いします。

○●●委員 私も●●委員と同じ意見で、今、確認ということで納得していただいて。髪型は要らないのじゃないかとなると、じゃあ、全部要らないのじゃないかという話になっちゃうので、変な話、どうしても、こういう発言も駄目だと思うのですが、50代、60代の男性が、すいません、本当に分からない人っているのですよ。書いておいたほうが、ふうんと思うのじゃないかと思うので。

話戻っちゃうのですが、先ほどの6ページの(1)のさっきの四角い、ここの記載が、私は不要かなと思うのですが、あったほうが、さっき不要に手を挙げちゃったのですが、あったほうが、どうしても頭の固い方もいるので、分かりやすいかなと思います。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。先ほどの挙手の段階では、ガイドラインとして、これを載せるか、載せないかということで挙手をしていただいたので、研修の機会というのと、また別ではないかと思っております。

なので、こういうのは研修の機会でも熟知されれば、高齢年齢のよく分かっていない方々も受けている研修であってほしいし、それで、さらに認知されたらよいのじゃないかというふうに思っておりますが、皆さん、どうでしょう。覆す必要はございませんか。

●●さん、お願いします。

○●●委員 今じっくり見てみましたら、（戸籍上男性）と書いているのって、すごく、これは文科省に文句なのですけれども、問題があるのじゃないかなと思います。だから、（戸籍上男性）の部分は、あえて外しておいたほうが。文科省はこんなこと言っていますけれどもという例で言うのであれば、いいのですけれども、文科省はこういうふうに言っていますから、こうしなくちゃいけませんというふうになるのは、例えば水着が、戸籍上男性の子供ですね。だけど心は女性という人には認めるのか。戸籍も、結局、体を全部、男性の性器とか女性の性器に、今のところは性器を変えないと、戸籍上の性別変えられないというところがありまして、これが今後どういうふうになってしまう可能性もあるので、問題が起こりそうな部分ですと、私はなくていいと思うのですけれども、全部なくていいのじゃないかと。これは、逆に文科省に対して物申すという意味で使っている感があれば、いいと思います。

ただ、これをそのまま、これに従わなくてはいけないというふうな意識づけというのが、逆に多様性の幅を狭めるというか。様々なケースがあると思うので、そういう意味で、載せるか、載せないかは、皆さんの総意でいいのですけれども、そういうところが大事なかなと思いました。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。

先生、先生の意見もお聞かせ願いたいのですが、よろしく申し上げます。今のところ、文科省の学校に対する支援の事例を。

○会長 今、ここで皆様方が御討議なさった結果を十分伺いまして、皆さん方の御意見を最も重視しなきゃいけないだろうなというふうに思っておりますので、そのように推移することを願っております。

○副会長 ありがとうございます。

では、その前に●●先生が、こちらの支援事例を載せなくてもいいのじゃないかという意見が出ましたが、皆さん、どうお考えか。すみません。私の司会進行のおかげで時間がオーバーしておりますが、意見を聞かせてください。

●●さん、お願いします。

○●●委員 この項目を全部取るという話なのか。私が思うのは、この中でも実際のところは、服装だとか髪型というのは、個人の問題ですね。だから、本来は、そもそもが自由で守られるべきことだから。ただ、更衣室やトイレというふうになりますと、使う人の中に文句を言う人が出たりするかもしれないので、これについては、ガイドラインを明確に

した方が良いと思います。

全部を取ってしまうというよりも、この中の項目で少し検討して、載せるものと載せないものとを分けると良いと思います。

○副会長 ありがとうございます。

そもそも、文部科学省が示す、この事例というのは、本物のほうを見ていないので、よく分かっていないのですけれども、これ一覧表になっているものなのでしょうか。そこからお聞きしたいです。

○事務局 文部科学省のほうからは、こういった冊子が出ておりまして、この中の項目として、学校生活の各場面での支援についてというところで、こちら市の作成したガイドラインに記載している表が、そのまま文部科学省のほうにも載っているというような形になっております。

○副会長 ありがとうございます。ということは、私たちが一部分を削除していいものなのかどうかというところもあると思うのですけれども、そういう意味で、お願いします。市のほうで。

○事務局 ありがとうございます。いろいろな意見があるかと思うのですけれども、今御意見としては、全部なくてもいいのじゃないかというところと、一部というようなお話が出ていたかと思うのですけれども。市のガイドラインなので、載せ方については、この場で意見を頂きたいと思うのですが、もし一部とするのであれば、この事例は抜粋というような表現を付け加える必要があるでしょうし、そのあたり、一部のほうがいいのか、全部。

ただ、事例はある程度、事務局としてはあったほうがいいのかと、分かりやすいのじゃないかなというふうには考えておりますけれども。

ただ、先ほどありましたように、一部なのかところについては、御意見を伺って決めていただきたいというふうには考えております。

○副会長 分かりました。じゃあ、全くなくすというのではなく、一部を載せるのか、このまま載せるのか。それで、こちら側の意見として採りたいと思います。先ほどのように挙手を、早いですか。

●●さん、お願いします。

○●●委員 水泳に関してなのですけれども、今コロナ明けですけれども、水泳がないのですが、コロナ始まる前なのですけれども、今どきって紫外線も強いので、ラッシュガードを着る子が市民プール行っても多いと思うのですけれども、そこを、うちの子がまだ小学校だった時期ですけれども、一々、ラッシュガードを着たい子は、お手紙に保護者のサインと判子を出さないといけないようなことがあったのですね。

なので、そもそも、そういうの自由にすれば、ここは別に誰もこだわることなく、男の子で女子のスクール水着が着たいのだったら、あれですけれども、着ても着なくても、ラ

ッシュガード着れば隠れるわけですし、そもそも論じるものじゃないのじゃないかなと思うのですね。ラッシュガードなんて自由に、体、皮膚のこともあるし、紫外線強いし、だから、そういうのを自由にさせれば、一々、あの子はこれを提出して、これ着ているよとかにならないし。

あと、服装なのですけれども、中学に入るときに、女子はスラックスオーケーとかとなっていたかと思うのですが、いずれ男女、制服は自由になるのですか、白井市は。また質問になっちゃったのですけれども。そこも服装を認めるのころは、例えば男の子がセーラー服でもいいのか、女の子が男の子のブレザーでもいいのか。どうなのでしょう。

○副会長 お願いします。学校政策課。

○教育部長 お答えします。服装のほうですが、今、白井市では、制服のほうを検討している状況です。

各学校の様子を確認すると、それぞれの中学校で、制服はどちらでもいいですよというところもございます。ブレザーの学校であれば、今まで男子だけがつけていたネクタイを女子がつけても、それは全然問題ないのですよと。あと、どちらを選んでもいいですよというふうに、男子だから、女子だからというのはないような、そういうふうに行き届くところはしていると。市のほうとしても、今後その方向で進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。

私たちが話すべきものは、先ほど出た服装、髪型でいいのか。先ほど水泳も出てきましたけれども、そういうふうに個別に、これは要らないというふうに意見をまとめたほうがいいのか。それとも、もう一度検討し直してくださいねで、振るだけで、皆さん、託す形でいいのか。そこのところ、意見をお願いします。

●●委員、お願いします。

○●●委員 私としては、あくまでも事例なので、このまま載せておいてもいいと思います。その場に応じて判断をするときの目安というか、文科省はこんなことを言っているんだぐらいでいいと思いますので。今それぞれをやると、本当に莫大な例が、多様性の時代ですので、あると思いますので、例は例で置いといて、そして、その学校や自治体等でどう判断するかは、そのグループといいますか、その集合体に任せていいのではないかなと私は思います。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。●●委員の話もありましたので、この辺でよろしいでしょうか。

採決で、こちら側の意見をまとめたいと思います。このまま載せてもいいのじゃないか

という人、挙手をお願いします。

それでは、数でいきますと多いので、委員側の意見としては、そのような形でよろしくお願いいたします。

いろいろ意見を言うていただきましたが、時間も過ぎてしまいましたので、言い残したことがある方は、挙手をお願いします。

●●さん、お願いします。

○●●委員 白井の中学校の今の現状として、私が知ったのは6年前の小学校もそうなのですけれども、小学校1年生から、女子だけ更衣室があるのですね。男子は教室で着替えないといけない、でも、女子は更衣室がある。男子、授業が押したときには、女子が着替え終わって入ってきちゃう。見られて、ばかにされたとかもしょっちゅうあったのですけれども。子供は男女平等、男女平等というのに、更衣室が男子にないのはおかしいよとずっと言い続けて、今、中学なのですけれども、今度、逆に女子も更衣室がなくなって、男女みんな同じ部屋で着替えている。だから、女子は、中にジャージを着てきています。中にジャージ着ているからって男子の前で脱ぐのと言ったら、そうだとするのですね。それは問題が結構あるのじゃないかなと思うので、個々の中学校に対して、そういう具体的な細かいこと、細かくもないかもしれないのですけれども、そういうことがありますので、その辺ちゃんとしていただきたいなと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

○副会長 これは、学校内での検討を進めるようにお願いしますでよろしいですか。そういう声が聞こえてきたので、よろしく学校内、検討よろしくお願いいたします。

ほかに御意見ある方ございませんか。

取りあえず、私たちの果たすべき白井市の職員と教職員のための性の多様性に関するガイドラインに関して、ここで一つ、お話閉めさせていただいてよろしいでしょうか。

私「はじめに」のところ、これ今まで読んでいなかったのかなと思っていたのですけれども。最初の段落のところ「偏見や差別により精神的な苦痛を受けているなど、自分らしく生きることが困難な状況におかれている現状があります」というふうにあるのですが、これ「おかれている人がいる現状があります」というふうにしたほうが、分かりやすいかなというふうに読んだのですけれども、どうでしょう。

その前は、取り組みやマスコミ、LGBTなどの性の多様性については取り上げられているけれども、それについては理解が低い状態があって、苦痛を受けているというのは、その人の話じゃないかなと。自分らしく生きることが困難な状況におかれている人がいるという現状があるのじゃないかなというふうに、「人がいる」というのを入れたほうが分かりやすいじゃないかなというふうに私思ったのですけれども、どうでしょう。

はい。

○事務局 副会長おっしゃる意見、事務局もそう思いますので、「おかれている人がいる現状があります」というふうに修正させていただければと思っております。

○副会長 ありがとうございます。

皆様の意見いろいろ出していただきましたが、よりよいガイドラインになるように進めていただきたいと思います。

ほかに質問や意見がございませんでしたら、議題を終了させていただきたいと思います。続いて、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

○副会長 ありがとうございます。次回は8月ということで、そのときには、またよろしく願いいたします。

今日は、私、司会進行、余りうまくできませんでして、時間を延長して大変申し訳ございませんでした。

以上をもちまして令和5年度第2回男女共同参画推進会議を終了いたします。

先生もZ o o mでの参加、どうもありがとうございました。皆さん、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。